

東京都制度連携融資条件表（開業資金）

1. 融資対象

次の（１）、（２）のいずれかを満たすもの。

また、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

（１） 創業前

事業を営んでいない個人であって、１か月以内に新たに個人で又は２か月以内に新たに会社を設立して市内で創業しようとする具体的計画を有するもの。また、以下の要件を全て満たすもの。

- ア）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- イ）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- ウ）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（２） 創業後

次のアからウまでを全て満たすもの。

- ア）中小企業者又は組合であること。
- イ）創業した日から１年未満であること。（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から１年未満の者を含む。）
- ウ）融資対象の基本要件を満たすこと。

東京都制度連携融資条件表（開業資金）

2. 融資条件

以下のとおり

	連携した支援を受ける場合				
資 金 使 途	運転資金・設備資金				
融 資 限 度 額	700 万円				
融 資 利 率 (年 率)		3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内
	固定金利	1.9%	1.9%	1.9%	－
	創業支援 特例	1.7%	1.7%	1.7%	－
	※国立市から認定特定創業支援事業の証明を受けている場合は 1.7% ※責任共有制度の対象外となる場合は連携不可				
返 済 方 法	分割返済（元金据置期間は 6 カ月以内） また、いつでも繰上償還をすることができる。				
融 資 期 間	7 年以内（据置期間 6 カ月以内）				
保 証 料 補 助	全額				